

防整施第22018号  
令和5年10月24日

大臣官房会計課長  
各地方防衛局総務部長  
各地方防衛局調達部長  
各地方防衛支局長  
殿  
(長崎防衛支局長を除く。)  
名護防衛事務所長

整備計画局施設計画課長  
(公印省略)

建設工事等の入札手続に必要な設計図書の電子化に伴う情報保全について(通知)

標記について、別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。  
なお、入札手続に必要な設計図書の電子化に伴う情報保全について(防整施第17565号。27.10.1)は、廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、整備計画局施設技術管理官、地方協力局環境政策課長、防衛監察本部総務課長

## 設計図書を電子化する場合の情報保全について

建設工事等の入札手続に必要な情報の電子的交付について（防整施第22360号。令和5年10月30日）の別紙（以下「要領」という。）に基づき設計図書を電子化して交付データとする場合には、要領第4条に定める電子化してはならない情報を当該交付データに含めないよう下記事項に留意のうえ情報の保全に万全を期することとする。

なお、電子化しない秘に指定されている事案の設計図書については、既に定められている秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）により従前のおり適切に情報保全を行うものとする。

### 記

#### 1 電子化してはならない情報

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第2条10号に定める業務用データに相当する内容を含む情報をいう。

すなわち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条各号の規定に基づき行う開示又は不開示の処分に係る審査基準を適用した場合、不開示情報に該当する情報をいう。

#### 2 設計図書に含めてはならない情報

設計図書を電子化して交付データとする場合、設計図書に含めてはならない不開示情報に該当する情報は、次の各号のとおりとする。

##### (1) 地誌情報

自衛隊の施設及び地域の全体像を知り得る事項

##### (2) 通信施設等の全体が明らかになる資料

ア 各種通信の全体が判るネットワーク等に関する図等

イ 通信施設の内部の正確な配置

ウ 通信施設の機器の細部配置

エ 構内回線の構成ルート

オ 通信施設の警備監視システム

なお、「全体が明らかになる」とは設計図書を構成する図面等の同一頁にアからオの各項に該当する全容が明示されている状態をいう。

##### (3) その他

要求機関等が別途指定する事項